【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成24年2月13日

【四半期会計期間】 第86期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)

【会社名】株式会社 イチケン【英訳名】ICHIKEN Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 土谷 忠彦

【本店の所在の場所】 東京都台東区北上野二丁目23番5号

【電話番号】03(3845)8096【事務連絡者氏名】財務経理部長 渡辺 直之

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区北上野二丁目23番5号

【電話番号】03(3845)8096【事務連絡者氏名】財務経理部長 渡辺 直之【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第85期 第 3 四半期 累計期間	第86期 第 3 四半期 累計期間	第85期	
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日	
売上高(百万円)	36,952	42,200	50,006	
経常利益(百万円)	429	863	422	
四半期(当期)純利益(百万円)	388	379	445	
持分法を適用した場合の投資利益				
(百万円)	-	•	-	
資本金(百万円)	4,301	4,301	4,301	
発行済株式総数(千株)	35,992	35,992	35,992	
純資産額(百万円)	7,534	7,640	7,523	
総資産額(百万円)	26,332	31,158	28,964	
1株当たり四半期(当期)純利益	10.01	10 56	12.41	
(円)	10.81	10.56	12.41	
潜在株式調整後1株当たり四半期	10.75	10.49	10.24	
(当期)純利益(円)	10.75	10.49	12.34	
1株当たり配当額(円)	-	-	5.00	
自己資本比率(%)	28.5	24.4	25.9	

回次	第85期 第 3 四半期 会計期間	第86期 第 3 四半期 会計期間
会計期間	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益(円)	2.21	0.81

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については 記載していない。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

第2【事業の状況】

(注)「第2 事業の状況」における各事項の記載については、消費税等抜きの金額で表示しております。

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災による企業の生産活動の減少や原子力災害の影響に加え、雇用情勢の悪化懸念、急速な円高の進行など、厳しい状況の中で推移いたしました。

建設業界におきましては、住宅建設は持ち直しの兆しが見られたものの、民間工事における受注・価格競争の激化や労務費の上昇など、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社は受注高確保のため、コア事業である「商業施設」の建築及び内改装工事に加え、住宅や介護施設等の受注活動にも継続して取り組んでまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の業績につきましては、売上高は422億円(前年同期比 14.2%増)となりました。

損益につきましては、価格競争の激化等により完成工事総利益率が低下したものの、完成工事高の増加等により、営業利益は5億5千4百万円(前年同期比 11.3%増)となりました。また、破産更生債権等の一部債権について回収ができたことから、当該債権に対する貸倒引当金の戻入れ等を営業外収益に計上しましたので、経常利益は8億6千3百万円(前年同期比 100.9%増)、四半期純利益は3億7千9百万円(前年同期比 2.3%減)となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

(建設事業)

受注高は商業施設に加え、住宅や介護施設等の受注活動の積極的な取り組みにより、456億8千7百万円(前年同期比22.3%増)と改善しました。完成工事高は416億7千8百万円(前年同期比14.5%増)、次期への繰越工事高は333億3千1百万円(前年同期比8.1%増)となりました。そして、セグメント利益は10億6千5百万円(前年同期比7.9%増)となりました。

(不動産事業)

不動産事業売上高は5億2千1百万円(前年同期比 2.8%減)、セグメント利益は5千6百万円(前年同期比 23.5%増)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

研究開発活動は特段行われておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	111,200,000	
計	111,200,000	

【発行済株式】

種類	第3四半期 会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年 2 月13日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	35,992,000	35,992,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	35,992,000	35,992,000		

(注) 提出日現在発行数には、平成24年2月1日以降の新株予約権の行使により発行されたものは含まれていない。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高(千円)
平成23年10月1日~		25 002 000		4 204 620		106 501
平成23年12月31日		35,992,000		4,301,639		186,581

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容を確認していないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿により記載している。

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 93,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,722,000	35,722	-
単元未満株式	普通株式 177,000	-	1単元(1,000株) 未満の株式
発行済株式総数	35,992,000	-	-
総株主の議決権	-	35,722	-

- (注)1.完全議決権株式(自己株式等)欄は、全て当社保有の自己株式である。
 - 2. 完全議決権株式(その他)欄には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権の数1個)が含まれている。
 - 3. 単元未満株式には、当社保有の自己株式739株が含まれている。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社イチケン	東京都台東区北上 野 2 -23- 5	93,000	-	93,000	0.26
計	-	93,000	-	93,000	0.26

(注) 当第3四半期会計期間末の自己株式数は、94,139株である。

2【役員の状況】 該当事項なし。

第4【経理の状況】

1.四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に準拠して作成し、「建設業法施行規則」(昭和24年建設省令第14号)に準じて記載している。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けている。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がないので、四半期連結財務諸表を作成していない。

1【四半期財務諸表】 (1)【四半期貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金預金	7,317	8,122
受取手形・完成工事未収入金	13,104	14,980
未成工事支出金	1,833	1,489
その他	574	905
貸倒引当金	480	416
流動資産合計	22,350	25,080
固定資産		
有形固定資産	4,095	4,038
無形固定資産	61	53
投資その他の資産		
その他	3,286	2,480
貸倒引当金	829	494
投資その他の資産合計	2,456	1,986
固定資産合計	6,613	6,077
資産合計	28,964	31,158
	==7,2 = 1	,

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形・工事未払金	13,917	16,321
短期借入金	868	764
1年内償還予定の社債	446	578
未払法人税等	31	24
未成工事受入金	1,830	1,946
完成工事補償引当金	96	76
工事損失引当金	160	158
賞与引当金	257	64
その他	340	320
流動負債合計	17,947	20,254
固定負債		
社債	1,364	1,449
長期借入金	748	431
退職給付引当金	796	822
その他	584	560
固定負債合計	3,493	3,263
負債合計	21,440	23,518
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,301	4,301
資本剰余金	186	186
利益剰余金	2,866	3,065
自己株式	16	16
株主資本合計	7,337	7,537
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	159	73
評価・換算差額等合計	159	73
新株予約権	26	29
純資産合計	7,523	7,640
負債純資産合計	28,964	31,158

(2)【四半期損益計算書】 【第3四半期累計期間】

(単位:百万円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	36,952	42,200
売上原価	35,172	40,435
売上総利益	1,780	1,764
販売費及び一般管理費	1,281	1,210
営業利益	498	554
営業外収益		
受取利息	5	3
受取配当金	13	13
還付消費税等	15	0
貸倒引当金戻入額	-	385
その他	12	6
営業外収益合計	46	410
営業外費用		
支払利息	44	31
支払手数料	33	34
その他	37	35
営業外費用合計	114	101
経常利益	429	863
特別利益		
貸倒引当金戻入額	35	<u>-</u>
特別利益合計	35	-
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	5	1
投資有価証券評価損	-	5
その他		0
特別損失合計	6	7
税引前四半期純利益	458	856
法人税、住民税及び事業税	13	11
法人税等調整額	57	465
法人税等合計	70	476
四半期純利益	388	379

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂 正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

(法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第 114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平 成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下 げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する 法定実効税率は従来の41.0%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度 に解消が見込まれる一時差異等については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる 一時差異等については36.0%となる。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金 額)は62百万円減少し、法人税等調整額は62百万円増加している。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)				
前事業年度		当第3四半期会計期間		
(平成23年3月31日)		(平成23年12月31	日)	
1.偶発債務		1.偶発債務		
(1) 分譲マンション手付金の前部	金保証に対する連	(1) 分譲マンション手付金 <i>0</i>	D前金保証に対する連	
帯保証		帯保証		
(株)モリモト	638百万円	(株)モリモト	150百万円	
和田興産(株)	115	和田興産(株)	107	
(株)日商エステム	21	その他 2 社	74	
計	775	計	333	
(2) 共同企業体として過去に施 瑕疵に関する和解金のうち、当 の構成員の負担額に係る連帯(該共同企業体の他	田		
	2011/1	 		
(3) 平成22年3月に締結した工	事請負契約(工事	(3) 平成22年3月に締結した	と工事請負契約(工事	

価格1,880百万円、着手金600百万円受領済み)に ついては、契約締結後に工事に着手することが不 可能であると判明したため、当社は受注方針に基 づき、当該契約は無効であり、工事が着手できな いことを当該発注者に文書で通知(平成22年6 月)するとともに、着手金600百万円を平成22年 7月に弁済供託している。

なお、当社は、平成22年9月に当該発注者より 建物建築工事を求める旨の請負工事履行請求訴 訟(東京地方裁判所)を受けているが、引き続き 当該契約の無効を主張していく方針であり、現時 点では、当該事案による影響を予測することは困 難である。

価格1,880百万円、着手金600百万円受領済み)に ついては、契約締結後に工事に着手することが不 可能であると判明したため、当社は受注方針に基 づき、当該契約は無効であり、工事が着手できな いことを当該発注者に文書で通知(平成22年6 月)するとともに、着手金600百万円を平成22年 7月に弁済供託している。

なお、当社は、平成22年9月に当該発注者より 建物建築工事を求める旨の請負工事履行請求訴 訟(東京地方裁判所)を受けているが、引き続き 当該契約の無効を主張していく方針であり、現時 点では、当該事案による影響を予測することは困 難である。

前事業年度 (平成23年3月31日)

2.貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結している。

これら契約に基づく当事業年度末における当座貸越 契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等 は次のとおりである。

当座貸越極度額及び

4,700百万円

貸出コミットメントの総額 借入実行残高 4,700**日**/J

差引額

340 4,360

なお、コミットメント契約については、財務制限条

項が付されている。

(平成23年12月31日) 2.貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を、取引銀行3行と貸出コミットメント契約を締結している。

当第3四半期会計期間

これら契約に基づく当第3四半期会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未 実行残高等は次のとおりである。

当座貸越極度額及び

貸出コミットメントの総額

5,300百万円

借入実行残高

300

差引額

5,000

なお、コミットメント契約については、財務制限条項が付されている。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)		当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)		
減価償却費 102百万円		減価償却費	98百万円		

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	179	5.00	平成22年3月31日	平成22年 6 月30日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	179	5.00	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月30日	利益剰余金

(持分法損益等)

該当事項なし。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			調整額	四半期損益 計算書計上額
	建設事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	合計 (百万円)	(百万円) (注)1	百异音的工程 (百万円) (注)2
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部売上高 又は振替高	36,416	536	36,952		36,952
計	36,416	536	36,952	-	36,952
セグメント利益	987	45	1,033	534	498

- (注) 1. セグメント利益の調整額 534万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれている。 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。
 - 2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っている。

当第3四半期累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

		報告セグメント	調整額	四半期損益 計算書計上額	
	建設事業 (百万円)	不動産事業 (百万円)	合計 (百万円)	(百万円) (注)1	前鼻音前上額 (百万円) (注)2
売上高					
外部顧客への売上高	41,678	521	42,200	-	42,200
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	41,678	521	42,200	-	42,200
セグメント利益	1,065	56	1,122	567	554

- (注) 1. セグメント利益の調整額 567百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれている。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費である。
 - 2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益(円)	10.81	10.56
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	388	379
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	388	379
普通株式の期中平均株式数(千株)	35,902	35,898
(2)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益(円)	10.75	10.49
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	198	253
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当		
たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式		
で、前事業年度末から重要な変動があったものの概		
要		

(重要な後発事象) 該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月10日

株式会社イチケン 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

後藤 紳太郎

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

秦一二三

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イチケンの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第86期事業年度の第3四半期会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イチケンの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項(四半期貸借対照表関係)1.偶発債務(3)に記載されているとおり、会社は平成22年3月に締結した工事請負契約について、契約は無効である旨の主張を行っているが、会社は当該発注者より建物建築工事を求める旨の請負工事履行請求訴訟を受けており、現時点では、当該事案による影響を予測することは困難である旨、注記している。 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.四半期財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。